

## 指定管理者選定評価表

(東習志野図書館、新習志野図書館、谷津図書館)

区分	選定項目	事業計画書等の記載項目※	評価観点	配点	
共通 事項 条例 第 4 条	1 市民の平等な利用の確保	(1)魅力ある施設とするために(魅力ある施設として多くの市民に利用されるためには、どのような管理運営を行うか)	施設の設置目的を理解し、「公の施設」の管理運営の考え方が妥当か。	5	
		(2)事業の広報について(当該各施設で行う事業等を市民にどのように広報を行うか)	市民への事業広報活動等、市民の平等な利用について工夫があるか。	5	
	2 管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保有	(1)施設・設備の維持管理について(施設・設備の日常的な清掃等、快適な利用環境を提供するための対応についてどのように考えているか)	施設管理、安全対策の内容は妥当か。	5	
		(2)経理事務を行う上で留意する事項について	経済的(経営・収支・資産等)に安定した運営が可能か。	5	
		(3)職員の配置及び研修計画について(専門的知識と経験を持つ職員の確保方法、配置についての考え方、その他の職員との配置割合、勤務体制と職員の研修計画をどのように考えているか)	適正な職員の配置が可能か。また採用・研修計画は適切か。	5	
		(4)個人情報の保護の措置について(個人情報の保護にあたってどのような方針で管理運営を行うか)	個人情報の保護措置は十分か。	5	
		(5)緊急時の対応について(防犯、防災その他緊急時の対応についてどのように考えているか)	緊急事態への対応策は十分であるか。	5	
	3 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	最大限発揮させる能力	(1)利用者拡大の取り組み(利用者の増加を図るためのサービス向上策等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組みについてどのように考えているか)	サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容となっているか。	5
		経費の縮減	様式6収支計算書による	管理運営経費の縮減が図られているか。	10
	共通事項計				50

区分	選定項目	事業計画書等の記載項目※	評価観点	配点
個別事項	4 職員の待遇	(1)職員の待遇(指定管理図書館に従事する職員の待遇[給与、昇給等]をどのように計画しているか。)	安定的な職員配置が出来るように職員の待遇が配慮されているか。	10
	5 図書館管理者としての適格性	(1)申請の動機・意欲(申請の動機及び習志野市立図書館の管理運営に対してどのような意欲があるか。)	図書館の管理運営者としての動機、意欲が示されているか。	5
		(2)図書館利用への配慮(乳幼児、児童、障がい者、高齢者等の様々な利用者の図書館利用に対する配慮をどのように考えているか。)	多様な利用者への図書館サービスの提供について、どのような計画を有しているか。	5
		(3)苦情処理体制(利用者からの苦情について、処理体制及びマニュアルの整備について、どのように考えているか)	利用者の苦情処理体制について、適正な考えが示されているか。	5
	6 蔵書の管理能力	(1)図書館資料の管理等(図書館資料の管理や書架整理等に対してどのように取り組んでいるか。)	十分な資料管理能力を有しているか。	5
	7 各図書館の管理運営能力	(1)図書館の特性への理解と向上策(各指定管理図書館の特性をどのように理解し、どのようなサービス向上を図るか。)及び市民の意見の反映について(当該施設の効率的な管理運営ため、市民の意見をどのように取り入れるか)	管理運営を予定している館の特性をよく理解し、館に適したサービス向上計画を有しているか。	5
		(2)地域との連携(地域の図書館として、地域住民や学校、他の公共施設等とどのような連携を図ろうとしているのか。)	地域との連携について意欲があり、具体的な提案をしているか。	5
		(3)自主事業の実施計画(どのような自主事業を指定管理者が独自に企画運営して実施するか。)	自主事業の内容が、管理運営を予定している図書館に適しているか。また、子どもや様々な利用者の読書活動を推進する内容となっているか。	5
		(4)職員の配置及び勤務体制について 様式 5-2 「職員配置計画書」 様式 5-3 「職員勤務計画書」による	職員の配置数や勤務体制が管理運営を予定している図書館に対し充分か。	5
	個別事項計			
共通事項 + 個別事項 合計				100

※事業計画書等の記載項目の( )内の数字は、様式 5-1「管理を行う公の施設の事業計画書」の項目番号に対応しています。